

### III 参考資料

#### 1 水質汚濁防止法の特定施設

➤水質汚濁防止法施行令 別表第1

番 号	名 称	番 号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>		<p>に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(S47.10.1 施行)</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製めん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
		9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
		10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸留施設</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 分離施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 分離施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次</p>		

番 号	名 称	番 号	名 称
16	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 麵類製造業の用に供する湯煮施設	23	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）		イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
18 の 3	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）	24	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 （削除）
19	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	25	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（S49.12.1 施行）	26	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（S57.1.1 施行）		
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（S57.1.1 施行）		
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）		
	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		

番 号	名 称	番 号	名 称
28	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈で ん施設	34	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗 浄施設及び蒸留施設
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗 式分別施設		ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤 蒸留施設
	ヌ 廃ガス洗浄施設		ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン 製造施設のうち、溶剤回収施設
	ル 湿式集じん施設		チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処 理施設
	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用 に供する施設であって、次に掲げるもの		リ 廃ガス洗浄施設
	イ 湿式アセチレンガス発生施設		ヌ 湿式集じん施設
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄 施設及び蒸留施設		合成ゴム製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの
	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、 メチルアルコール蒸留施設		イ ろ過施設
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、 蒸留施設		ロ 脱水施設
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設		ハ 水洗施設
29	ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	ニ ラテックス濃縮施設	
	コールタール製品製造業の用に供する施設 であって、次に掲げるもの	ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴム の製造施設のうち、静置分離器	
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であ って、次に掲げるもの
	ロ 静置分離器		イ 蒸留施設
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	ロ 分離施設		
イ 原料処理施設	ハ 廃ガス洗浄施設		
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に 掲げる事業を除く。）の用に供する施設で あって、次に掲げるもの	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの
	イ 原料処理施設		イ 廃酸分離施設
	ロ 蒸留施設		ロ 廃ガス洗浄施設
	ハ 遠心分離機		ハ 湿式集じん施設
31	ニ ろ過施設	37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業 （石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化 水素の分解、分離その他の化学的処理によ り製造される炭化水素又は炭化水素誘導品 の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除 く。）の用に供する施設であって、次に掲 げるもの
	メタン誘導品製造業の用に供する施設であ って、次に掲げるもの		イ 洗浄施設
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製 造施設のうち、蒸留施設		ロ 分離施設
	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精 製施設		ハ ろ過施設
32	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設 及びろ過施設	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急 冷施設及び蒸留施設	
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供す る施設であって、次に掲げるもの	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロ ラクタム、テレフタル酸又はトリレンジ アミンの製造施設のうち、蒸留施設	
	イ ろ過施設	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸 又はアルカリによる処理施設	
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、 水洗施設	ト イソプロピルアルコール製造施設のう ち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	
33	ハ 遠心分離機	チ エチレンオキシド又はエチレングリ コールの製造施設のうち、蒸留施設	
	ニ 廃ガス洗浄施設		
	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの		
	イ 縮合反応施設		
	ロ 水洗施設		
	ハ 遠心分離機		
ニ 静置分離器			

番 号	名 称	番 号	名 称	
38	及び濃縮施設	46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		イ 水洗施設	
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		ロ ろ過施設	
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設		ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		ニ 廃ガス洗浄施設	
	ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		イ 動物原料処理施設	
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		ロ ろ過施設	
	タ 廃ガス洗浄施設		ハ 分離施設	
	38 の 2		石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ニ 混合施設（第 2 条各号（P6 参照）に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
38 の 2	イ 原料精製施設	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
	ロ 塩析施設		49	農薬製造業の用に供する混合施設
39	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24.5.25 施行）	50	第 2 条各号（P6 参照）に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
40	イ 脱酸施設	51 の 2	イ 脱塩施設	
	ロ 脱臭施設		ロ 原油常圧蒸留施設	
41	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	51 の 3	ハ 脱硫施設	
	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	
42	イ 洗浄施設	52	ホ 潤滑油洗浄施設	
	ロ 抽出施設		自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設（S57.1.1 施行）	
43	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	53	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設（S57.1.1 施行）	
	イ 原料処理施設		皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
44	ロ 石灰づけ施設	54	イ 洗浄施設	
	ハ 洗浄施設		ロ 石灰づけ施設	
45	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	54	ハ タンニンづけ施設	
	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ニ クロム浴施設	
45	イ 原料処理施設	54	ホ 染色施設	
	ロ 脱水施設		ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	54	イ 研磨洗浄施設	
			ロ 廃ガス洗浄施設	
			セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
			イ 抄造施設	

番 号	名 称	番 号	名 称
55	ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 生コンクリート製造業の用に供するバッチ ャープラント	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、 工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するも のをいう。）又は自家用工業用水道（同法 第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の 施設のうち、浄水施設であって、次に掲げ るもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを 除く。）（S51. 6. 1 施行）
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施 設		イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の 用に供する施設であって、次に掲げるもの	66	電気めっき施設
	イ 水洗式破碎施設	66 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの 混合施設（前各号に該当するものを除 く。）（H24. 5. 25 施行）
	ロ 水洗式分別施設		
	ハ 酸処理施設		
	ニ 脱水施設	66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） 第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事 業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に 規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅 館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を 除く。）をいう。）の用に供する施設であ って、次に掲げるもの（S49. 12. 1 施行） （R02. 12. 19 改正）
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの		イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
	イ 水洗式破碎施設	66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。 以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業 務の用に供する部分の総床面積（以下単に「 総床面積」という。）が 500 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） （S63. 10. 1 施行）
	ロ 水洗式分別施設		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するち ゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未 満の事業場に係るものを除く。） （S63. 10. 1 施行）
	イ タール及びガス液分離施設		
	ロ ガス冷却洗浄施設	66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるもの を除く。）に設置されるちゅう房施設（総 床面積が 420 平方メートル未満の事業場に 係るものを除く。）（S63. 10. 1 施行）
	ハ 圧延施設		
	ニ 焼入れ施設	66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店 その他の通常主食と認められる食事を提供 しない飲食店（次号に掲げるものを除く。） に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除 く。）（S63. 10. 1 施行）
	ホ 湿式集じん施設		
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの	66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブそ
	イ 還元そう		
	ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）		
	ハ 焼入れ施設		
	ニ 水銀精製施設		
	ホ 廃ガス洗浄施設		
	ヘ 湿式集じん施設		
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器 製造業を含む。）の用に供する施設であっ て、次に掲げるもの		
	イ 焼入れ施設		
	ロ 電解式洗浄施設		
	ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設		
	ニ 水銀精製施設		
	ホ 廃ガス洗浄施設		
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん 施設（S57. 1. 1 施行）		
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃 ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）		
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供す る施設であって、次に掲げるもの		
	イ タール及びガス液分離施設		
	ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を 含む。）		

番 号	名 称	番 号	名 称
67	の他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行） 洗濯業の用に供する洗浄施設	71 の 3	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設（S54.5.10 施行）
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの <sup>注2</sup> イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（S57.1.1 施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（H10.6.17 施行）
68 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（S54.5.10 施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（H12.3.1 施行）
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（H12.3.1 施行）
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S.51.6.1 施行）（R2.4.1 改正） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 （削除）	72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
69 の 3	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	73	下水道終末処理施設
70	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（S.57.1.1 施行）（R2.4.1 改正）	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（S.57.1.1 施行）（R2.4.1 改正）		
71	自動式車両洗浄施設		
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの <sup>注1</sup> に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S49.12.1 施行）		注1 第71号の2の環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設

注2 第71号の4の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、3～6号、8号、11号、12号、12の2号、13号に該当する施設」は、次に掲げる事業場である。

第1号：汚泥の脱水施設で処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの

第3号（※）：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの

（ア 処理能力が $5\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの、イ 処理能力が $200\text{ kg/h}$ 以上のもの、ウ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの）

第4号：廃油の油水分離施設で処理能力が $10\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

第5号（※）：廃油（廃PCB等を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

（ア 処理能力が $1\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの、イ 処理能力が $200\text{ kg/h}$ 以上のもの、ウ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの）

第6号：廃酸又は廃アルカリの中和施設で処理能力が $50\text{ m}^3/\text{日}$ を超えるもの

第8号（※）：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設でア、イのいずれかに該当するもの（ア 処理能力が $100\text{ kg/h}$ 以上のもの、イ 火格子面積が $2\text{ m}^2$ 以上のもの）

第11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

第12号（※）：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

第12の2号：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

第13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

（※）：第3号、第5号、第8号又は第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。

## 1 - 2 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、有害物質<sup>(a)</sup>を、その施設において、製造し、使用し、又は処理<sup>(b)</sup>する特定施設<sup>(c)</sup>と定められている。（➤水濁法第2条第8項）

### 【(a)有害物質とは】

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている28物質のこと（P.24参照）。

### 【(b)製造し、使用し、又は処理とは】

「製造」とは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」とは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒として使用することをいい、「処理」とは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいう。

### 【(c)特定施設とは】

「特定施設」とは、水濁法施行令別表第1（P.14～20参照）に掲げる施設のこと。指定地域特定施設（P.21）は含まれない。

## 1 - 3 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質<sup>(d)</sup>を含む液状の物を貯蔵する<sup>(e)</sup>指定施設<sup>(f)</sup>であつて、当該施設から有害物質を含む水<sup>(g)</sup>が地下に浸透するおそれがある<sup>(h)</sup>施設と定められている。

（➤水濁法第5条第3項、水濁法施行令第4条の4）

### 【(d)有害物質とは】

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている28物質のこと（P.24参照）。

### 【(e)液状の物を貯蔵するとは】

有害物質を含む水が液体で漏えいする可能性のある施設を対象とすることとされ、液状の物を貯蔵する施設に限定されている。さらに、漏えいした時点で、温度や圧力変化により液状になるものであったとしても、それらは対象外としている。また、有害物質を貯蔵することを目的とする施設が対象であり、不純物として含有しているような場合は対象とならない。

### 【(f)指定施設とは】

有害物質（P.24）又は指定物質（P.25）を製造し、貯蔵し、使用し、処理する施設。

### 【(g)有害物質を含む水とは】

有害物質を微量に含む廃液から液体の有害物質100%のもの等が含まれ、具体的には、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により検定した場合において、有害物質が検出される水のこと。

### 【(h)地下に浸透するおそれがあるとは】

有害物質を含む水が液体で漏えいするような施設を対象としている。漏えいした時点で、温度や圧力変化により気化し、地下に浸透するおそれがないような物質である場合は、対象とならない。